

自動車の検査・登録及び整備に関する行政評価・監視の勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期：平成12年4月～13年8月
- 2 調査対象機関：国土交通省、関係団体、事業者等

【勧告日及び勧告先】 平成13年8月10日、国土交通省

【回答年月日】 国土交通省(平成14年6月28日)

【行政評価・監視の背景事情等】

- 自動車の検査・登録及び整備関係業務は、陸運支局及び自動車検査登録事務所において実施。このうち自動車の検査(検査場における検査)については平成14年9月末までに独立行政法人へ移行
- 自動車の検査・登録及び整備に係る業務は、検査登録手数料を主たる財源として自動車検査登録特別会計により運営。業務運営の効率化、要員の合理化等を含め経費の効率的使用が必要
- 検査・登録手続等に係る国民負担の一層の軽減、自動車分解整備事業者に対する効率的かつ効果的な監督も必要
- この行政評価・監視は、自動車の検査・登録及び整備に関する制度及び運営の実態について調査し、関係行政の改善に資するために実施

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 検査・登録業務の実施体制の見直し</p> <p>(1)組織の合理化</p> <p>(勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>独立行政法人化に伴う業務及び要員の独立行政法人への移行を踏まえ、陸運支局等の業務体制の減量、効率化を図り、組織の在り方を見直す必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 自動車検査独立行政法人への移行見込みは約900人であり、検査部門の要員の大半が独立行政法人へ移行。移行後の陸運支局等に残される検査業務体制(書類の審査等を担当)について組織の大幅な見直しが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要員規模(平成11年度末)は、陸運支局の検査部門で5人から31人(登録部門は6人から33人)、事務所の検査部門で1人から24人(登録部門は1人から20人) ○ 調査した22事務所中、国土交通省が事務所新設の目安としている年間現車検査件数(27,000件)を下回る事務所が4。上記検査業務体制の見直しを行う中で、組織の在り方を検討の余地あり ・ 4事務所の要員1人当たりの現車検査件数、主要登録件数は22事務所平均の60パーセント未満 ・ 要員規模も22事務所の平均20.1人に対し、4事務所では3人(約15パーセント)から12人(約60パーセント) 	<p>→○ 陸運支局及び自動車検査登録事務所(以下「陸運支局等」という。)が実施している業務のうち検査場における検査(以下「現車検査」という。)は、平成14年7月1日をもって自動車検査独立行政法人(以下単に「独立行政法人」という。)に移行^(注1)。これに伴い、国土交通本省から6人、地方運輸局及び陸運支局等の管理部門から74人、陸運支局等の検査担当部門から791人の計871人の要員を独立行政法人に移行させることを踏まえ、沖縄を除く全国の52陸運支局及び36自動車検査登録事務所(以下「事務所」という。)の組織^(注2)について、次のとおり見直しを行う予定</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 14陸運支局に置いている次長(計15人)のうち、東京、大阪及び愛知の3支局(各1人)を除き12人を廃止 ② 陸運支局のうち、整備課とは別に前任自動車検査官を置いて検査業務を行っている28支局について、前任自動車検査官(28人)を全廃するとともに、全国で1支局のみに置いている次席自動車検査官(1人)を廃止し、すべての支局において、整備課が自動車検査業務を併せて実施 ③ 事務所のうち、従前から前任自動車検査官及び前任自動車登録官の両者を置いて検査業務及び登録業務を実施している33事務所について、この両者を廃止し、検査部門及び登録部門を統合(新たに前任自動車検査・登録官を設置) <p>(注)1 独立行政法人については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等の規定に基づき、独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標である「中期目標」を国土交通大臣が指示するとともに、当該中期目標を達成するための計画である「中期計画」を独立行政法人が作成して国土交通大臣の認可を得ることとされている。中期目標には、勧告関連の事項も含め、業務運営の効率化に関する事項、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、その他業務運営に関する重要事項等について定めることとしている。中期目標の事項については、このような独</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(2)要員の合理化及び施設整備の適正化 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 検査担当要員については、現車検査件数を主たる業務量指標とし、業務量に対応した要員配置となるよう見直しを行うこと。また、検査業務について、非常勤職員で対応可能な業務範囲を見極めつつ、非常勤職員の活用を推進すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査担当要員1人当たりの現車検査件数は、比較した陸運支局間で最大2.1倍、事務所間で2倍の較差 ○ 検査要員の監督の下で非常勤職員に定型的、反復的な業務を処理させているものがある一方、同様の業務を検査要員が行っているものあり <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤職員の活用例: 申請書類の受付、添付書類の確認等の形式審査、OCRへの投入等 <p>(勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 登録担当要員については、業務量及び業務内容に対応した適正な要員配置となるよう、主要登録件数等を基礎とした要員の配置方法に則って見直しを行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録担当要員1人当たりの主要登録件数は、比較した陸運支局間で最大2.6倍、事務所間で最大2.2倍の較差 ○ 調査した54陸運支局等のうち9陸運支局では、登録担当要員を主に一般会計に属する旅客、貨物等の輸送行政部門に配置(14人) 	<p>立行政法人の仕組みの下において対応が図られる。</p> <p>2 平成14年7月1日には、陸運支局及び海運支局の再編統合により、新たに運輸支局が設置される予定</p> <p>→○ これまで陸運支局等において一体的に実施してきた自動車の検査業務に係る要員1,006人のうち、引き続き国が実施する業務(検査関係窓口業務、街頭検査・出張検査業務等)に係る要員については、独立行政法人が発足する平成14年7月1日をもって、年間の検査申請件数、出張検査回数等を業務量指標とし、これらの業務量に対応した配置となるよう見直しを行った結果、215人を配置する予定(この結果、検査業務に係る要員のうち791人は独立行政法人に移行)</p> <p>陸運支局等における検査業務に係る要員は、今後とも、上記の考え方に基づいて業務量に対応した配置を行っていく方針</p> <p>また、非常勤職員の活用については、平成13年10月に開催した地方運輸局担当課長会議の場等を通じて、各地方運輸局に対し、勧告の趣旨を徹底したところである。非常勤職員等で対応可能な業務範囲について実態を踏まえつつ検討した上で、予算の範囲内において、効率的な活用が図られるよう必要な措置を講じていく方針</p> <p>→○ 登録担当要員については、業務量や業務内容に対応した適正な要員配置を行うため、配置の見直しの検討を進めることとし、平成14年1月に開催した地方運輸局担当者会議において、要員配置の見直しを検討するに当たっての主要登録件数の算定方法、必要最低要員数、勘案すべき特定業務の有無、陸運支局等間較差の是正目標等、具体的対応の方向案を示すとともに、14年7月の地方運輸局の再編に伴う業務体制の変更を踏まえ、これらの検討を行うよう指示し、各地方運輸局において各事項の検討を実施中</p> <p>この検討結果に基づき、要員配置の適正化を図っていくこととしており、今</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告)</p> <p>③ 施設の整備は、需要を的確に把握した上で行うこと。また、移転跡地の処分を促進するとともに、処分までの間の管理を適切に行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p>○ 陸運支局等の施設整備の状況を見ると、以下の事例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管轄区域の分割縮小により見込まれていた職員数の減少が、庁舎建て替えの床面積算定に反映されていないもの(1例) ・ 施設移転後20年以上経過しているにもかかわらず、跡地の処分が行われず、維持管理も適切に行われていないもの(1例) <p>(3)出張検査及び出張登録の見直し</p> <p>(勧告)</p> <p>① 出張検査の開催基準に満たない出張検査は中止又は集約すること。また、開催場所は、他の陸運支局等及びその管内の出張検査開催地との距離も踏まえて定めること。</p> <p>(説明)</p> <p>○ 調査した67か所の出張検査のうち8か所が開催基準を満たさず。また、管轄の陸運支局等との距離は開催基準を満たしているものの、隣接の陸運支局管内の出張検査開催場所との距離が近接し、調整が必要なもの(40キロメートル未満、1か所)あり</p>	<p>後も継続して適正な要員配置に努める。</p> <p>→○ 施設の整備については、勧告の趣旨を踏まえ、施設整備の需要を的確に把握した上で計画的に実施するなど、施設整備の適正化を図ることとし、平成13年10月の地方運輸局担当者会議の場等を通じて、各地方運輸局に趣旨を徹底</p> <p>また、施設の移転跡地処分の促進、移転跡地の管理についても、上記の会議の場等において、移転跡地の処分及び管理を適切に行うよう指示</p> <p>なお、指摘を受けた札幌陸運支局第二検査場跡地については、平成13年9月、跡地の周囲に柵を設置するとともに、「国有地」である旨を明示した看板を設置し、立入禁止措置を講じた。また、跡地の処分については、平成13年10月、国の機関及び関係地方公共団体に対して買取意向調査を実施したが、いずれの機関においても買取りの意向がないため、14年9月を目途に一般競争入札を実施すべく準備を進めている。</p> <p>→○ 出張検査について、全国の出張検査開催場所を対象に点検を行った結果、出張検査の開催基準に満たない出張検査については、勧告の趣旨を踏まえ、中止又は集約を行う方向で、当該出張検査開催場所の施設を設置・運営する関係団体等と調整を行っているところ</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告)</p> <p>② 出張検査及び出張登録のうち実績が低調なものについては、出張検査等の中止又は開催回数的大幅な削減を行うこと。また、出張人員の規模を適正なものとする。</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用実績が低調なものあり <ul style="list-style-type: none"> ・ 出張検査の中には、実績が低調な例(離島9か所を除く58か所中7か所は平均(現車検査85件/回)の半以下)及び業務量に比較して出張人員が多い例あり ・ 出張登録は全般に実績が低調。中には、1回当たり10件に満たないものあり <p>(勧告)</p> <p>③ 出張検査等を実施する場合には、広く利用機会が確保されるよう、開催についての広報等に努めること。</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 陸運支局等は出張検査・登録の開催についての広報を行っておらず、事実上特定の整備事業者による利用が限定されている(ユーザー車検等の実績は皆無)。 	<p>→○ 勧告の趣旨を踏まえ、上記①のとおり措置するものを除き、出張検査開催1回当たりの現車検査件数が少なく、出張検査の実績が低調なもの(2か所)については、平成14年4月から、出張検査の回数を削減</p> <p>出張登録についても、すべての出張登録開催場所について点検を行った結果、開催1回当たりの登録件数が少ない等の出張登録の実績が低調なものについて、開催場所の施設を設置・運営する関係団体等と調整を図った上で、出張登録の中止又は開催回数の削減を行う予定</p> <p>また、出張人員については、業務量を考慮し、できるだけ効率的な出張が行えるよう検討中</p> <p>→○ 出張検査及び出張登録の開催に係る広報等については、勧告の趣旨を踏まえ、広く利用機会が確保されるよう、出張検査及び出張登録の開催場所を維持・運営する関係団体等に働きかけを行っているところ</p>
<p>2 検査・登録及び整備に関する規制の見直し</p> <p>(1) 定期点検項目の簡素化</p> <p>(勧告)</p> <p>自動車技術の進歩等に対応し、自動車の点検結果等について継続的に調査等を行い、自動車使用者の負担軽減の観点から定期点検項目の見直しを行う必要がある。</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 整備事業者から入手した点検整備記録簿により、合計368台の自家用乗用車について点検項目別の要整備率をみると、2年点検項目56項目のうち、35項 	<p>→○ 勧告の趣旨を踏まえ、定期点検項目の見直しを行うことを目的に、定期点検項目の点検整備状況について実態調査を行っているところ</p> <p>具体的には、平成13年8月20日に自動車関係団体に協力依頼を行い、計約10,000台の車両について、自動車整備事業者、自動車運送事業者等から調査表等により整備車両の点検整備状況を報告してもらうこととしたところであり、当面、3か年程度の調査結果をとりまとめ、公表するとともに、点検項目の</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>目は要整備率5パーセント未満(うち1パーセント未満は18項目、0パーセントのものも8項目あり)</p> <p>○ 装置の電子化により点検の必要がない車種が増加してきていることなどから、簡素化の検討の必要がある項目(点火時期等)あり</p> <p>(2)検査・登録及び整備に関する申請手続の簡素化等 (勧告)</p> <div data-bbox="129 502 1093 593" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>申請書類の利用実態を調査し、申請の審査上必要性が乏しい書類を廃止し、申請書類を簡素化すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 自動車分解整備事業の認証申請等における申請書類の中には、一部の地方運輸局のみが提出を求めており、かつ必要性が乏しいものあり</p> <p>(3)監査業務の効率的かつ効果的な実施 (勧告)</p> <div data-bbox="129 853 1093 944" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>過去の監査結果等を整理・活用し、事業者ごとに監査頻度を設定して監査を行う等により、整備事業者に対する監査実施の重点化を図る必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 監査による違反等の指摘は一部の事業者に集中する傾向あり。一方、調査した22陸運支局のうち14支局では、苦情等に基づく監査を除き、監査対象事業者の選定について特段の重点化の方針を有せず(中には全事業者に対しローテーション重視で監査計画を策定するとしているものあり)</p>	<p>見直しについて検討し結論を得ることとしている。さらに、以降も、同様の調査を毎年度継続的に実施することにより、車両の点検整備の実態を把握する予定</p> <p>→○ 自動車分解整備事業関係申請書類及び当該申請に係る添付書類については、電子申請への対応も含め、平成13年10月以降、地方運輸局担当者を交えつつ申請書類の統一化、簡素化等の見直しに関する検討を行ってきたところであり、この結果に基づき、14年7月頃を目途に、各地方運輸局に対し通達を発出し、申請書類及び添付書類の統一化、簡素化を図る予定</p> <p>→○ 自動車分解整備事業者に対する効率的かつ効果的な監査の実施については、監査実施方法に係る意見等を各地方運輸局から聴取した結果に基づき、平成14年5月14日、各地方運輸局長等に対し、「自動車整備事業の監査方針について」(国自整第10号国土交通省自動車交通局長通達)を発出。同通達においては、過去の監査結果等を含め、指定整備事業者に係る各種情報を積極的に収集するとともに、これらを整理・活用した上で監査を実施することを明定し、今後は、通達の内容に基づき監査実施の重点化を進めていく。</p>